

2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 木村 隆志
(コード番号 3708 東証プライム)
問合せ先 執行役員総務人事本部長 田中 浩之
(Tel 03 (5219) 1810)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員（国内非居住者を除く。以下、「対象従業員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

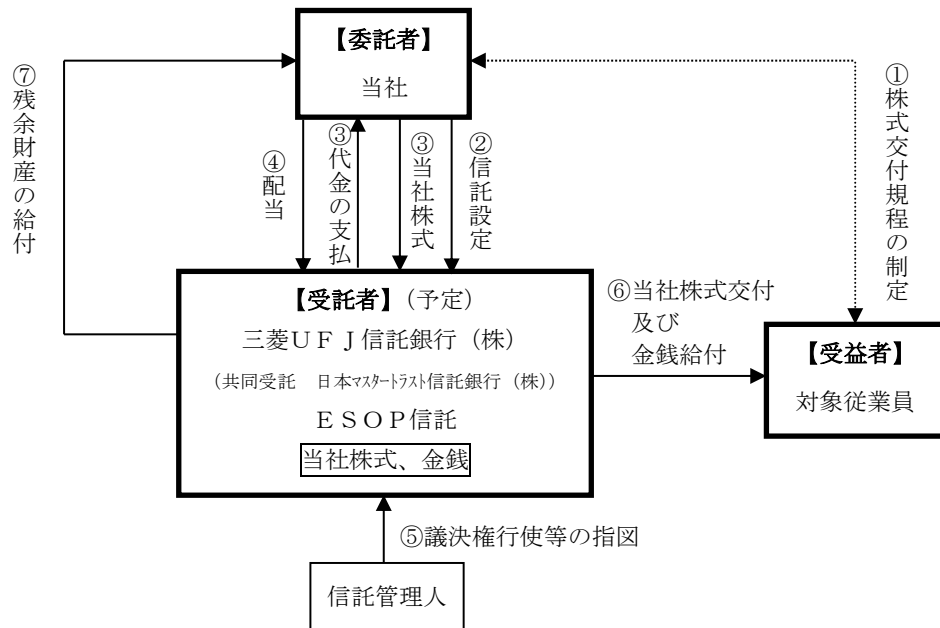
1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社グループは、持続的に企業価値を向上していくためには従業員一人一人が企業価値向上を自分事として捉え、グループ全体が一体となって施策を実行していかなければならないと考えており、人は最も重要な経営資源と位置付けています。従業員一人ひとりの成長と挑戦を支援することで、エンゲージメントの向上とリテンションの強化を図っています。その一環として、対象従業員が自らの成果とグループの成長を共有できるよう、従業員株式交付制度を導入いたします。本制度により、従業員が株主の皆さまと同じ目線で中長期的な業績向上と企業価値の増大に主体的に貢献する意識を高め、モチベーションの向上とグループ一体感の醸成を促進します。これらを通じて、持続可能な企業グループの実現とさらなる企業価値向上をめざしてまいります。
- (2) 本制度では株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度は、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式（※）及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する制度です。
- (3) 本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した対象従業員の業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

（※）本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 4,151,385 株（2025 年 9 月 30 日現在。なお、当社は 2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っているため、発行済株式総数及び総議決権個数は株式分割を考慮し算出しております。）のうち 288,000 株(436,896,000 円)をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「株式付与E S O P信託制度導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ」をご参

照下さい。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社及び当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするE S O P信託（以下、「本信託」という。）を金銭で設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、信託期間中、対象従業員にポイントが付与され、当該ポイントを累積します。対象従業員は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦ E S O P信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する対象従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者を選定 |
| ⑦ 信託契約日 | 2025 年 11 月 26 日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2025 年 11 月 26 日～2028 年 11 月 30 日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025 年 11 月 26 日 |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の額 | 439 百万円（信託報酬・信託費用を含む） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2025 年 12 月 1 日 |
| ⑭ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上